## 前 相 談 事前協議書の提出 ※ 協議終了後に説明会開催計画書の提出 (処理施設に該当する場合は、生活環境影響調査を行うなど 条 別の手続きが必要) 例 説明会開催計画書の提出 等 に ※ 関係住民等へ事業計画内容を周知し理解を深める。 基 ・ 関係住民等から事業者へ意見書の提出 づ ・ 事業者が意見提出者へ見解書の送付 < 事 事 業 計 画 書 の 提 出 前 ※ 説明会の開催結果を記載した書類 協 (説明会報告書の添付) 議 承認書の交付 エ 事 産業廃棄物処理業許可申請書の提出 廃棄物処理法 審查 · 現場確認 概ね2ヶ月 許可証の交付

## 大阪市産業廃棄物の処理施設設置等に関する要綱 別表1 (第4条関係)

## 【 対象処理施設の立地等に関する基準 】

事 項	内容		
立 地	計画地は、都市計画法に規定する準工業地域・工業地域・工業専用地域内であること。		
周辺の状況	計画地の敷地境界から100mの区域内に学校、病院、図書館、並びに隣接する居住世帯が存在する場合には、周辺地域の生活環境保全について適正な対策が行われていること。 ただし、条例第23条の7第1項第1号(積替え又は保管施設)に係る対象処理施設にあっては建設廃棄物を取り扱う者に限る。		
搬入・搬出道路	計画地への搬入・搬出する道路が6m以上の幅員を有し、かつ、車両の通行により周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと。		
計画地の面積等	設の種類に応じて、 施設の種類 積替え保管施設 (第1号関係) 処分施設 (第2号関係) 産業廃棄物 処理施設 (第3号関係)	続して事業を行うことが可能なお次の面積を有していること。  産業廃棄物の種類 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 建設廃棄物 は最終更多の産業廃棄物 た対応設、PCB廃棄物処理施設又は最終処分場その他市長が特に定める施設 車両が駐車及び待避できる場所をあられていること。	面 積 600㎡以上 300㎡以上 1,000㎡以上 600㎡以上
周辺地域への 配 慮	対象処理施設の設置等に関する計画が、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設に対して十分な配慮がなされたものであること。		
関係法令の遵守	他法令の適用を受ける場合には、関係機関との協議等が終了していること。		